

講 演

ケベック民法典研究の手引き

イゾルド・ジャンドロー*
(Ysolde Gendreau)

土 井 輝 生 訳

序 文

I. 下部カナダ民法典

A. 1850年当時の下部カナダ（ケベック）における法の状態

B. 法典化の目的

II. ケベック民法典

A. 人格権

B. 信託

結 語

序 文

1994年1月1日，ケベック民法典（Civil Code of Quebec）が施行された。この法典は，カナダにおける唯一のシヴィル・ローの州で制定された2番目の民法典で。また，世界的には，最初の改正民法典である。オランダの民法典は，いくつかの段階をへて採用されたからである。この新民法典は，ケベックのシヴィル・ローの歴史におけるもっとも新しい発展であり，かつ，下部カナダ民法典（Civil Code of Lower Canada）にとって代るものである。

新しい民法典を理解するには，どうして最初の民法典が制定されたかを説明

※法学博士（パリ大学第2），モントリオール大学法学部教授

これは，著作権法学会で講演するためカナダ政府の援助によって来日したい，1993年11月25日早稲田大学比較法研究所で行った講演をまとめたものである。

しなければならない (I)。この説明は、ケベック州のシヴィル・ローの発展におけるケベック民法典の重要性を理解するための助けになると思う (II)。総合すると、この論文によって、カナダにおけるこの地方のシヴィル・ローの伝統のユニークな特色を解明することができると思う。

I. 下部カナダ民法典

下部カナダ民法典の歴史は、ケベック州の歴史と密接に関連している。この民法典が制定されたのは、1866年である。この法典は、なん年もかけた研究の成果である。民法典の起草は、1850年当時の法の状態を反映してできた考えである (A)。これは、特別の目標を頭において着手された (B)。この目標は、フランス民法典を起草したときの目標とはまったく異なる。

A. 1850年当時の下部カナダ (ケベック) における法の状態

1850年当時、下部カナダは、1759年に始まった大英帝国の統治下にあった。しかし、住民の大多数は、イギリスから移住してきた人々の子孫ではなかった。下部カナダの住民の大部分は、フランス人であった。フランスは、1759年のケベック市周辺での決定的な戦争で支配力を失うまで、この地方に対して最初に植民地支配をした国であったからである。フランス人の移住によって、アンシャン・レジーム (旧制度) のフランスの法制が持ち込まれた。この法制は、新しいイギリスの官憲や移民にとっては、まったく異質のものであった。

フランスの移民は、国王の官憲から付与された、封建制度に従って区分された土地に定住した。⁽¹⁾ セニュリアル制度 (seigneurial system) といわれるこの制度は、土地をセニュール (seigneur) (封建領主) に与え、セニュールはその土地を区分してサンシテール (censitaires) (選挙権をうるために必要な税) を納入した選挙人に与える義務を負うというものであった。セニュールおよびサンシテールは、それぞれ相手方に対して一定の義務を負わなければならなかった。たとえば、セニュールは、わずかな年間賃貸料を対価として土地を与えなければならなかった。セニュールは、サンシテールが収穫物を処理する場所に

(1) P. Y. Marquis, "La tenure seigneuriale de la province de Québec" in *Chambre des notaires, ed., Répertoire de droit — Titres immobiliers — Doctrine* — Document 4, Montréal, Société québécoise d'information juridique, 1977.

製粉所を建設しなければならなかった。サンシテールは、生産物の14分の1をセニユールに納入しなければならなかった。土地を売るばあいには、セニユールに対し、売却代金の12分の1を納入しなければならなかった。セニユールは、自分の土地に家屋を持ち、その住民の数および状態を当局に報告しなければならなかった。セニユールが自分の土地を売るときは、高い税金が賦課された。鉱山と河岸は、国王の使用に供された。オークの木は、造船のために植林された。サンシテールは、自分の土地の上に住み、農耕に従事しなければならなかった。セニユールもサンシテールも、法定の税金を賦課され、道路や城塞のような公共工事のための収用を受諾しなければならなかった。セニユールが土地の収用を受諾するときは、サンシテールは、交渉して、年度貸借料の支払いを一括払いにして、自分の土地を共通の自由保有地（common freehold）に転換することができた。フランスの統地時代の終りまでに、200以上のセニユール（seigneurie）（領主権）が与えられた。

フランスの移民は、フランスのいろいろな地方から、したがって異なる法が支配する場所からやってきた。フランスには、単一の刑事法制しかなかった。しかし、私法は、ローマ法と異なるクチューム（coutumes）（慣習法）とに分かれていた。契約の当事者は、どのクチュームを準拠法とするかを定めることができた。時が経過すると、クチューム・ドゥ・パリ（Coutume de Paris）（パリ慣習法）が支配的になって、その主たる法源としての地位は、1664年には公的なものとなった。クチューム・ドゥ・パリに定められていない事項、たとえば債務、については、フランスの判例法および理論によらなければならなかった。カノン法（Canon law）（教会法）は、家族法のような法分野において支配した。フランスの一般条例（general ordinances）は、フランス植民地すなわち新フランス自体のために制定された布告（edicts）や条例（ordinances）とともに適用された。地方当局が制定した規則も、同様に適用された。

イギリスが征服したあと、1763年の国王の布告によって、すべての法的事項に対してイギリスの法律に従いコモン・ローとエクイティの原則が適用されると宣言された。この政策を実施することは困難であったため、1774年に、イギリスの議会は、ケベック法（Act of Quebec）を制定して、財産および民事の権利にかんするすべての事項についてフランスの統治時代に支配した法を復活させた。しかし、新しい土地は、セニユールに対する納付義務のない、自由かつ共通の保有態様（free and common socage）のもとにのみ与えられた。さらに、人々は、フランスまたはイギリスの方式に従うかぎり、自分の財産をだ

れにでも譲渡することができた。このような規則は、家族のためにもうけられたすべての留保を廃止する効果をもたらした。ケベック法は、州のために法律を制定する権能をもった立法議会を設置した。イギリスの法原則が導入されたが、地方の文化に適応させられた。まもなく、商取引や手続にかんする事項に適用される法原則は、イギリス法に似るようになった。

1867年に連邦が形成されるまで、下部カナダの政府組織を定めるために2度憲法が制定された。そのたびに、財産および民事上の権利にかんする法律を変更するような種々の措置がとられた。1825年に、イギリスの自由かつ共通の保有態様の制度によって付与された土地にかんする取引についてはコモン・ローの原則を適用することが確認された。秘密裡に担保権が設定されるのを防止するために、1841年に制定された法律によって登記所が設置された。それまでは、財産上の物権の存在は、公証人の記録を詳細に調査しなければ確認することができなかった。セニユールの制度は、1854年に廃止された。しかし、サンシテールは、依然として年間賃借料を支払う義務を負った。売主に対して年間賃借料を永久に支払う一種の土地売渡の制度は、1859年に改正されて、賃借料を支払う期間は最長99年となった。寡婦および子の遺留産は、絶対的ではなくなった。家族は、売主の私有財産である不動産を家族の手にとどめるために、その買主に対して払戻しをする必要がなくなった。賃貸人は、自分の財産の上で生活するために、賃貸を解除することができなくなった。漸進的に、禁止されてきた高利貸が認められるようになった。

総合すると、下部カナダの法律制度は、混乱したものであった。⁽²⁾ 古い規則を廃止することなく新しい規則が採用されることが、しばしばあった。書籍を見ることができないため、フランスの慣習法を探すのがむずかしくなった。裁判官は、ナポレオン法典やその注釈書を見なければならないこともあった。このような状態であったため、法を法典化する考えを支持する人が多くなった。

(2) つぎを見よ: M. Morin, "La perception de l'ancien droit et du nouveau droit français au Bas-Canada, 1774-1866" in H. P. Glenn, ed., *Droit québécois et droit français : communauté, autonomie, concordance*, Cowansville, Les Éditions Yvon Blais Inc., 1993, p. 1; S. Normand, "La codification de 1866: contexte et impact" in H. P. Glenn, ed., *Droit québécois et droit français : communauté, autonomie, concordance*, Cowansville, Les Éditions Yvon Blais Inc., 1993, p. 43.

B. 法典化の目的

下部カナダにおいて、私法にかんするすべての事項を法典化する考えは、よく知られていた。法律家がナポレオン法典およびそれについて書かれた学説を利用したばかりでなく、立法者もフランスにおける法の発展に注意をするようになった。下部カナダの議会は、早くも1831年に、法典化の計画について議論している。そのあとも、いろいろな人がこの計画を推進することを要望した。そして、1857年に、下部カナダの私法を法典化する機構を作るために、法律が制定された。

これについては、1804年のフランスの法典化が先例であったから、カナダの法典はそれに非常に近い模倣になるだろうと考えられた。ナポレオン法典と下部カナダの民法典とのあいだに多くの類似点があったことは、たしかである。しかし、委員会に与えられた任務は、下部カナダの民法典にフランスのモデルとは区別されるような重要な相違点をもうけることであった。⁽³⁾

委員会の法典化活動の主たる目標は、私法の規則をかんたんに見ることのできる一つの法律に統合することであった。委員会は、できるだけフランス民法典と同じ構成を採用するばかりでなく、その条文の文言を模倣しなければならないこともあった。しかし、その他の通達によって、下部カナダの民法典はナポレオン法典のそのままのコピーではなくなった。もっとも重要なのは、当時施行されていた規則を維持する義務であった。下部カナダ民法典をナポレオン法典と異なるものにしようとする一つの特色は、民事と商事にかんする規定が一つの法典にまとめられたことである。フランスには、民法典と商法典の二つの法典がある。最後に、委員会は、フランス語と英語の両方で草案を起草するように指示された。

このような作業がもたらした主要な結果は、フランス民法典と違って、下部カナダの民法典が古い法制度を打破するものとならなかったことである。パリ慣習法の規則が継続して支配することが、カナダの法典をフランス民法典と識別させる主要な特色と考えられるようになった。法典自体のなかに、法典の規

(3) つぎを見よ：L. Langevin & D. Pratte, “Du Code civil du Bas-Canada au nouveau Code du Québec : l’influence de la codification française” in H. P. Glenn, ed., *Droit québécois et droit français : communauté, autonomie, concordance*, Cowansville, Les Éditions Yvon Blais Inc., 1993, p. 63, at pp. 65-67.

定によって廃止されないかぎり古い法は効力を有すると定める規定がもうけられた。法典のこのような側面は、フランス系カナダ人のルーツを尊重する主要な例として誇りとされ、かつ用いられている。⁽⁴⁾

しかし、上に述べたように、当時施行されていた法律は、バリ慣習法ばかりではなかった。ナポレオン法典と委員会自身の反省とによってもたらされた変革とをあわせて考えると、下部カナダ民法典は、フランスのモデルを忠実にコピーしたものであるというよりも、新フランスの法として再鑄造したものにするにすぎないという結論に達する。一般的に、イギリスのコモン・ローは、商事法にかんする規定ならびに遺言および贈与にかんする規定の起草にあたって影響を及ぼしたといえることができる。家族法および妻の地位にかんする規定には保守主義が支配したが、若干の規則の自由化を阻止することはできなかった。債務法については、理念の基本的な変革がもたらされた。エクイティにもとづく制度から、コンセンサスにもとづく制度になった。たとえば、成年者は、不動産の売却を無効するためレジョン (lesion) (損害) の原則を援用することができなくなった。⁽⁵⁾ また、債権者は、債務者が弁済を遅滞したとき質物を保有することを認められた。⁽⁶⁾

法典起草者の任務は、非常に大きかった。起草者は、民法典の草案を作成する任務を負うばかりでなく、法典化しようとする法について報告書を作成し、そのなかで選択するものについて説明をし、委員会の意見の根拠となる参考資料を明示しなければならなかった。委員会は、その任務を完了するまでに5年かかった。これに対して、ナポレオン法典の起草者は、それまでの草案を利用することができたので、完成して提出するまでに4か月しか要しなかった。結果としてでき上ったのは、下部カナダの私法にかんする事項のほとんどを、人々が容易に読むことができるように1巻の文書にまとめたリステイトメントであり、単純化したものであった。

かくして、下部カナダの民法典は、125年間、ケベックの私法として施行されることになった。そして、北アメリカにおけるフランスの遺産をもっとも明白に表現したものの一つとなった。しかし、100周年を祝うまえに、その改正作業が始まった。

(4) つぎを見よ：S. Normand, 上掲 (注) 2, at pp. 59-62.

(5) 下部カナダ民法典第1012条。

(6) 下部カナダ民法典第1968条—第1979条。

II. ケベック民法典

1955年，ケベックの議会は，民法典の総合的再検討を発足させる法律を制定した。⁽⁷⁾ 最初の法典化を実施する法律と違って，プロジェクトに従事する法律家の具体的な任務は定められなかった。しかし，民法典の総合的な改革が必要であるというのが，一般的な見解であった。ポールアンドレ・クレポー教授（Professor Paul-André Crépeau）を長とする民法典改正事務局は，1978年，政府に報告書を提出した。しかし，待望されていた発展は起らなかった。1980年，民法典のなかの家族法にかんする章が，新しいものと入替えられた。⁽⁸⁾ しかし，議会在家族法を除いて全面的に改正した新しい民法典を可決したのは，10年後の1991年であった。これは，政府が任命したもう一つの調査研究グループが作成したものであった。⁽⁹⁾

ケベック民法典は，1994年1月1日から施行された。これは，法として支配する社会をもっと正確に反映させる意図をもったものであった。したがって，これは，不変の法の正義の記念碑とまではいかなかった。もっとも，ケベック民法典は，同地方のコモン・ローとすることを意図され，多くの重要な事態および取引を規制し続けるものである。民法典は，その序文となる規定において，「明示的にまたは黙示的にユス・コミュヌ（*jus commune*）を定めるものである。これらの事項については，民法典は，他のすべての法律の基礎である。ただし，他の法律は民法典を補足し，または例外を定めることがある。」と宣告している。⁽¹⁰⁾

民法典がもたらした変革のすべてをここで要約して説明することは，不可能である。そこで，ここでは，人格権にかんする法(A)と信託にかんする法(B)の二つの例を挙げて，法の近代化について説明することにする。

(7) 「民法典の改正にかんする法律」(An Act respecting the revision of the Civil Code), S. Q. 1954-1955, ch. 47.

(8) 「新民法典を制定し，かつ家族法を改革する法律」(An Act to establish a new Civil Code and to reform family law), S. Q. 1980, ch. 39.

(9) つぎを見よ：Langevin & Pratte, 上掲（注）3, pp. 68-71.

(10) ケベック民法典序節。

A. 人格権

民法典の第1編は、人にかんする法について規定する。この編は、精神状態および技術の変革に応じて法を新しくする機会を与えた。民法典が権利保有者としての人を重視していることは、1975年にケベックの人権および自由の憲章が採択された直接の効果であるとも考えられている。この憲章は、人にかんする新しい法において重要な役割をはたすことになる。民法典の人にかんする編の直前に置かれている序規定は、民法典は、「人権および自由の憲章と調和して」人について、すなわち人と人との間および人と財産との間の関係に適用される」と規定しているからである。

人にかんする第1編の第1部は、民権の享有および行使にかんする基本原則を定めている。たとえば、「すべての人は、自分の民権を誠実に行使しなければならない」⁽¹¹⁾ また、「いかなる権利も……誠実の要件に反して過剰にかつ不当な方法で行使してはならない」⁽¹²⁾ と規定されている。ここには、広く知られている誠実の原則および権利濫用の原則が法典化されていることがわかる。これらの規定は、人にかんする編に定められている関係だけに適用を限定されていない。

これらの一般的規定のほかに、人にかんする編の第1部には、民法典の他の場所に細則が定められている規定もある。第3条に広い規定がもうけられている人格権が、その例である。第3条は、「人はすべて、生命に対する権利、人格の不可侵性および尊厳性に対する権利、ならびに氏名、名誉およびプライバシーのような、人格権の保有者である」と規定している。人にかんする編のつぎの部「一定の人格権」は、それぞれ人の尊厳にかんする規則⁽¹³⁾ 児童の権利の尊重にかんする規則⁽¹⁴⁾ 名誉およびプライバシーの尊重にかんする規則⁽¹⁵⁾ ならびに死後における遺体の尊重にかんする規則⁽¹⁶⁾を定める4章からなっている。この論文の目的上、人の名誉およびプライバシーの尊重に対する権利を強調したい。

(11) ケベック民法典オ6条。

(12) ケベック民法典オ7条。

(13) ケベック民法典オ10条—オ31条。

(14) ケベック民法典オ32条—オ34条。

(15) ケベック民法典オ35条—オ41条。

(16) ケベック民法典オ42条—オ49条。

下部カナダの民法典は、人は自分の名誉およびプライバシーを尊重される権利を有するとは宣言しなかった。ある人が、このような原則が適用されるべき事態に直面したときは、なんらかの救済をうけるため民事責任にかんする基本原則に依拠しなければならなかった。⁽¹⁷⁾ これらの問題については、非常にわずかな判例しかなかった。第5条が、プライバシーの権利を保護する。人権および自由の憲章の採択は、この概念に生命を吹き込むまでにはいたらなかった。⁽¹⁸⁾ ケベック民法典にこれらの権利を定めた結果、もっと判例が出てくることが期待される。議会は、さらに進めて、第35条から第41条までの広範な原則の適用を明確にするのに役立つ多くの判例を指摘している。

第35条は、名声およびプライバシーの尊重にかんする権利について定めている。第3条はこれらの権利は不可譲であると定めているが、第35条の2項は、個人およびその相続人はこれらの権利の侵害に同意できること、および法は人々がこれらの権利の侵害を許容できることを認めている。⁽¹⁹⁾

第36条は、個人のプライバシーの侵害と考えられるつぎのような行為を例示している：私的通信を故意に傍受しもしくは使用する行為、私的な場所にいる他人の影像もしくは声を利用しもしくは使用する行為、ならびに手段を問わず他人の私生活を観察する行為。したがって、裁判所は、問題とされる行為が個人の権利を侵害するかを決定するまえに、プライバシーの意義を明確にしなければならない。多くのボーダーラインの事件がでてくることが予測される。いかなるばあいにも、通信は私的であるか。公の場所が私的なものとなることはないか。なにが個人の私生活か。プライバシーの侵害となるその他のばあいとして、合法的な公衆への情報提供以外の目的のためにする個人の氏名、肖像、ライクネスまたは声の使用、および個人の通信、原稿またはその他の個人的文書の使用がある。

人々が有名人を真似たり、筆者以外の者が名誉を傷つけると考える信書を公

(17) つぎを見よ：P. A. Molinari, "Les nouveaux moyens de reproduction et les droits de la personnalité", (1986) 46 *R. du B.* 717; H. P. Glenn, "The Right to Privacy in Quebec Law" in D. Gibson, ed., *Aspects of Private Law — Essays in Honour of J. M. Sharp*, Toronto, Butterworths, 1980, p. 41.

(18) 一般に、つぎを見よ：L. Potvin, *La personne et la protection de son image — Étude comparée des droits québécois, français et de la common law anglaise*, Cowansville, Les Éditions Yvon Blais Inc., 1991.

(19) 「なにに人も、法が認めないかぎり、他人のプライバシーを、その者またはその者の相続人の同意をえないで侵害してはならない。」

表したりするばあいには裁判所がこれらの規定をどのように解釈するかを見るのはおもしろいと思う。立法者がかかげた一連の例はもうらするものではないこと、したがって、訴え提起する当事者は広い評判およびプライバシーの概念を自分に有利に利用することができることを指摘するのは有意義だと思う。

第37条から第41条までは、個人にかんする情報がいったファイルで他人が見ることができるものについて規定する。これらの規定は、必要な情報だけを収録できること、および、だれでもその個人の氏名のもとに保管されているファイルを閲覧し、訂正できることを定めている。これらの規定は、別の法律⁽²⁰⁾に定められていることをアップデートし、拡大するもので、立法者がますます有力になっている産業を規制することの重要性を反映するものである。

ファイルを管理する規定と、個人の名声およびプライバシーの尊重にかんする一般的規定のいずれも、情報のメディアが侵入する程度が高くなり、電子データベースが陰險な策略に対して個人を無防備にする現代において、個人の保護にかんする健全な要求を裏切るものである。民法典のなかのこれらの規定が直接に人権および自由にかんする憲章を補足することは、非常に有利である。民法典の序規定とともに、憲章と重複した規定を取り入れたことは、訴訟の原告に、懲罰的損害賠償とともに伝統的な補償的損害賠償を求めることを可能にする。⁽²¹⁾ 立法部は、一般に、民法典のなかで懲罰的損害賠償の概念を認めることを拒否した。憲法の規定の違反に対して損害賠償を請求するばあいでも、そうである。したがって、民法典のなかに人格権が与えられた事実によって、懲罰的損害賠償を請求することが可能になったのではないかと考えられる。民事責任の一般原則だけに依拠すると、このような有利な結果はえられない。

B. 信託

ケベック州は、コモン・ローの海のなかにあるシヴィル・ローの島である。このように異なる法的伝統に近接しているために、その法体系において広く知られ、用いられている概念に関心をもっているのは当然である。コモン・ローの伝統における信託 (trust) の概念も、そうである。財産を法律上のタイトル

(20) 「公共機関が保有する文書へのアクセスおよび個人の情報の保護にかんする法律」(An Act respecting access to documents held by public bodies and the protection of personal information), R. S. Q., ch. A-2. 1.

(21) 「人権および自由の憲章」(Charter of Human Rights and Freedoms), R. S. Q., c. C-12, s. 49.

(legal title) とエクイティ上のタイトル (equitable title) とに分けることは、シヴィル・ローの財産法の理論にはないが、しかしこれはトラストの機構においては基本的な要素である。

シヴィル・ローとコモン・ローの二つの体系の相違にもかかわらず、下部カナダの民法典は、1888年いらい、シヴィル・ローの表現ではケベックにおけるトラストの機構の一般的フレームワークともいうべき条文をもうけている。⁽²²⁾ したがって、民法典の改正は、この制度を現代的にし、範囲を拡大する機会をもたらした。

一般的にいえば、信託は、「ある人（設定者）(settler) が所有する財産を、自分の意思表示によって、第3の当事者（受益者）(beneficiary) に利益を享受させるために、または法が認めるある目的を達成するために、他の人（受託者）(trustee) の管理にゆだねる（3当事者間）の取決めである。⁽²³⁾

シヴィル・ローの法律家にとって、伝統的な財産法のフレームワークのなかでこのような取決めを考え出すことはむづかしい。信託は、1人の個人が通常の意味の財産権を保有しない資産 (patrimony) であるからである。設定者は、財産を所有しなくなる。受益者は、所有者にはならない。信託の目的は、受益者に財産を管理させないようにするためだからである。しかし、シヴィル・ローの法律家が財産を理解するには資産の概念が基礎となっているから、立法者は、この概念を取り入れた分類を考案した。信託——および財団——は、「設定による資産」(patrimones by appropriation) と分類されるのである。⁽²⁴⁾ 信託を定義するために伝統的な資産の制度を利用するのは、シヴィル・ローの世界に信託を確立するためである。

信託を民法典の概念の序列に加えるためにとられた措置は、信託にかんする

(22) 下部カナダ民法典第981条 a—オ981条 v。

(23) J. E. C. Brierley, "The New Quebec Law of Trusts: the Adaptation of Common Law Thought to Civil Law Concepts" in H. P. Glenn, ed., *Droit québécois et droit français: communauté, autonomie, concordance*, Cowansville, Les Editions Yvon Blais Inc., 1993, p. 383, at p. 385.

(24) 財産編の第 VI 章は、「設定による資産」という表題がつけられ、財団および信託について規定する章である。「設定」(appropriation) の語は、これら二つの制度の定義にゆらいする。信託 (trusts) の定義は、つぎのように定められている：「信託は、ある人（設定者）が、財産を、自分の資産から、一定の目的のために設定し、受託者が引き受けて管理する他の資産に移転する行為。」ケベック民法典第1260条。

民法典の規定をケベックにおけるすべての信託に適用される一般法とする意図に反するものであった。現在まで、ケベック州では、信託について真の法の統一はなされていなかった。信託にかんする民法典の旧規定は、遺贈および遺言にかんする章のなかにもうけられていた。そして、裁判所は、民法典が定める要件を満たさない信託の効力を認めることを拒絶してきた。⁽²⁵⁾ そのうえ、民法典が予定していない目的のために信託を認める法律があった。⁽²⁶⁾ しかし、信託に適用される一般原則がなかったために、これらの法律の実効性は妨げられた。また、いろいろな種類の文書のなかによく見られる“in trust”（信託して）の表現を使用する範囲について疑問がもたれている。⁽²⁷⁾ したがって、民法典のなかに新たに信託の規定がもうけられたことによって、ケベック州の信託法に整合性がもたられるのは、よろこばしいことである。これらの規定は、シヴィル・ローの法体系のなかに完全に統合された自主的な法制度を形成するからである。

信託をシヴィル・ローの制度とすることは、民法典のなかに十分な指針を見いだすことができないから、信託をシヴィル・ローの制度に適合させる必要がある。カナダの最高裁判所は、ケベックのシヴィル・ローに適合するかぎり、イギリスのコモン・ローは補足的な法源とみなすことができると述べている。⁽²⁸⁾ 民法典の新しいフレームワークのなかで、この点についてシヴィル・ローの制度が大きい役割りを演ずることを考えられる。ともあれ、信託法は、財産法と同様に、債務法とも大きい関係をもっている。他方、コモン・ローの世界がもっている経験を考慮しないことは、現実的でない。コモン・ローの判例を拘束力のある先例と考えることはできないが、その理論づけに啓発されることは有益である。

したがって、ケベック州の民法典は、信託法の場所をケベックのシヴィル・ローのなかに融合するものである。これは、現行法のもとで生じたより具体的な問題のいくつかを解決するものである。そのなかの一つだけに、言及してお

(25) つぎを見よ：Y. Caron & J. E. C. Brierley, “The Trust in Quebec”, (1979-1980) 25 McGill L. J. 421; *Crown Trust v. Higher*, [1977] 1 S.C.R. 418; *Birks v. Birks*, (1983) C.A. 485.

(26) つぎを見よ：「特別法人権限法」(Special Corporate Powers Act), R. S. Q., ch. P-16, s. 28; 「会社法」(Companies Act), R. S. Q., ch. C-38, s. 31.

(27) *Perreault v. 135614 Canada*, Court of Appeals, 2 October 1991, J. E. 91-1584.

(28) *Royal Trust v. Tucker*, [1982] 1 S.C.R. 250, at p. 261.

く。それは、受益者が提起することのできる法律上の訴えである。旧法は、すでに、受益者は、信託のもとで受領する権利を有するものを請求するために受託者に対して訴えを提起することができる、⁽²⁹⁾ また、受託者が自分の義務を適正に履行しないとき、受託者の解任を求めることができると規定していた。⁽³⁰⁾ 受益者は、受託者の債権者たる地位を有するにすぎないから、その他の種類の訴えを提起することはできない。したがって、法律に受益者が行使することのできる権利を明確に定めることは重要である。新しい民法典は、もっとはっきりした規定をもうけている。たとえば、受益者は、受託者をその受任義務に適用される法原則に従って行動するように強制することができる。受益者は、受託者が受益者の利益に反する行為をするのを防止することができる。受益者は、また、受託者が「信託資産または受益者の権利に違反して」なした行為を拒否することができる。⁽³¹⁾ さらに、受益者は、受託者が正当な理由なくしてそうすることを拒絶しもしくは怠り、または受託者がそうすることを妨げられたとき、受託者に代って訴えを提起することができる。⁽³²⁾ 受益者は、伝統的なシヴィル・ローの概念によれば信託財産を所有しないが、信託財産の管理において非常に積極的な役割りを演ずることを認められる。

結 語

1994年に施行されたケベック民法典は、北アメリカにおける非常に顕著なシヴィル・ローの発展の結果である。下部カナダの民法典は、新しい法典のフレームワークのなかでの旧法の継続であると考えられている。しかし、旧法は、人々が考えるような純粹のシヴィル・ローではなかった。新民法典は、現行法のもとでえられた経験を取り入れたものであり、かつ、法を現代の社会によりよく適合させるために、改善を取り入れようとするものである。

立法者が民法典の構造上のフレームワークを利用して、ふたたびこの地方の私法を近代化することを決定したことは、シヴィル・ローの伝統をもった制度を維持する任務の自覚と、今日の北アメリカの社会生活の現実を法律の文言に反映させるその伝統的能力に対する確信を表わすものである。

(29) 下部カナダ民法典第981条 b, 第981条 h および第981条 m。

(30) 下部カナダ民法典第981条 d。

(31) ケベック民法典第1290条。

(32) ケベック民法典第1291条。